

第3章 青少年健全育成の基本的考え方

1 基本理念（条例第2条）

次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現を目指し、北海道青少年健全育成条例に定める基本理念を、本計画においても基本理念として位置づけます。

- （1）青少年の健全な育成は、青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じた必要な配慮をもって行わなければなりません。
- （2）青少年の健全な育成は、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行われなければなりません。

2 施策の基本方針（条例第8条）

1の基本理念にのっとり、青少年の健全育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北海道青少年健全育成条例に次の4点を基本方針として定めています。

- （1）家庭や学校、事業者、地域社会の連携により、それぞれの教育機能を十分に発揮し、**青少年の豊かな人間性をはぐくむことのできる環境づくりを促進**
- （2）青少年に社会とのかかわりを自覚させながら、その**自立を促す環境づくりを促進**
- （3）青少年の健全な育成を阻害し、又はその非行を助長するおそれのある**社会環境の浄化を促進**
- （4）**青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するための活動を促進**

3 施策の体系

○ 計画のテーマ

「青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して」

未来の担い手である青少年が、成長過程で様々な学びや体験を経て、心身ともに健やかに成長し、社会の一員として、互いの多様性を認め合い自立できる環境を目指します。

「自立」には、経済的自立のほか、社会的自立、精神的自立など、多様な自立があります。

青少年が個々人の良さを大切にし、自他を認める寛容さや難しい環境も乗り越えるたくましさをも身につけ、未来の北海道の担い手として、社会の一員となってもらいたいという願いを込めるとともに、家庭、地域、学校も連携してサポートしていく社会を目指して、テーマを設定しました。

○ 施策体系

本計画で取り組む施策についての目標と取組については、基本理念にのっとり、発達段階に応じて設定します。

施策の基本方針	施策の目標	施策の目標に向けた主な取組	発達段階に応じた取組			
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期・ ポスト青年期
Ⅰ 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり	○ 子育て支援の充実	●			
		○ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成		●	●	
	◎ 豊かな心と健やかな体の育成	○ 家族のふれあい時間の増進	●	●	●	
		○ 基本的な生活習慣の習得	●	●	●	
		○ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成		●	●	
		○ 生きる力を育む活動の充実		●	●	
	◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり	○ 障がい等のある子どもへの支援	●	●	●	
		○ 児童虐待の予防と早期発見	●	●	●	
		○ いじめ対策の推進		●	●	
		○ 不登校、ひきこもり等の対策の推進		●	●	
○ ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援		●	●	●		
Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり	◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	○ 多様な体験機会の提供		●	●	
		○ 国際交流活動の推進		●	●	
		○ キャリア教育の推進		●	●	
		○ 若者の就業支援の推進				●
	◎ 困難を有する若者を支援する環境づくり	○ 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進				●
	○ 障がいのある若者への支援の充実				●	
Ⅲ 社会環境の浄化の促進	◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	○ 社会環境の整備		●	●	
		○ 非行防止対策の推進		●	●	
		○ 犯罪からの立ち直り支援の充実			●	●
Ⅳ 青少年の福祉を阻害する行為の防止	◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり	○ 福祉を害する犯罪への対策		●	●	
		○ 情報化社会への対策		●	●	
		○ 安全安心の確保のための取組の推進		●	●	

発達段階（年齢期）：乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～12歳）、思春期（13～17歳）、青年期・ポスト青年期（18～39歳）

なお、この計画において発達段階は個人差があるため、年齢期は目安として用いています。

4 主要な指標についての数値目標

北海道が取り組む青少年健全育成施策の方向性を明確にするとともに、施策の検証についても容易にするため、この計画に記載した施策に関する主な指標について、計画最終年における数値目標を設定します。

また、青少年健全育成施策を推進する上で、参考となる指標も設定し、施策の推進状況を定期的に把握・検証します。

◆ 主要指標

I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり

○ 子育て支援の充実							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
1	ファミリー・サポート・センター数	65	H30	71	R6		
■ファミリー・サポート・センターの設置市町村数							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
2	合計特殊出生率	1.27	H30	全国平均	R6		
■15~49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
3	地域子育て支援拠点	405	H30	424	R6		
■地域子育て支援拠点の設置か所数							
○ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
4	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校	100%	H30	小学校	100%	R6
		中学校	100%		中学校	100%	
■通学路を設定している学校のうち、PTAや地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小・中学校の割合 (※なお指標設定時の実績値(H28)は小学校95.8%、中学校95.0%)							

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

○ 家族のふれあい時間の推進							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
5	育児休業取得率(男性)	3.5%	H30	12%	R6		
■配偶者が出産した者のうち育児休業取得者の割合							
6	年次有給休暇取得率	49.1%	H30	70%	R6		
■1人当たりの年間平均取得日数を企業の年間平均付与日数で除した値							

7	子育てを支援する企業割合	大企業	97.3%	H30	大企業	100%	R6
		中企業	3.4%		中企業	25%	
■子育て支援に係る「一般事業主行動計画」を策定・届出している企業の割合							
8	「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	2,424社	H30	3,000社	R4		
■北海道教育委員会と「北海道家庭教育サポート企業等制度」に登録している企業数							
9	道立青少年体験活動支援施設実施主催事業における未就学児（親子を含む）対象事業の割合	36.1%	H30	20.0%以上	R4		
■道立青少年体験活動支援施設ネイバル6施設が実施する主催事業における未就学児（親子含む）を対象とした事業の割合（※なお指標設定時の実績値（H28）は小学校17.4%）							
○ 基本的な生活習慣の習得							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年（度）	数値	年（度）		
10	「朝食を毎日食べている」小6、中3の割合	小学校	81.8%	H30	小学校	100%	R4
		中学校	77.9%		中学校	100%	
■全国学力・学習状況調査において「朝食を毎日食べているか」の設問に対し「食べている」と回答した児童・生徒の割合							
11	体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小5、中2の割合	小学男子	92.9%	H30	小学男子	100%	R4
		小学女子	87.8%		小学女子	100%	
		中学男子	90.5%		中学男子	100%	
		中学女子	77.1%		中学女子	100%	
■「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、「学校の体育の授業以外で運動やスポーツを合計で1日おおよそどのくらいの時間していますか」との設問に対し、「1週間の総運動時間が1時間以上と回答した児童・生徒の割合							
○ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年（度）	数値	年（度）		
12	放課後等における子どもの活動拠点の整備状況	97.8%	H30	100%	R6		
■新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」等の事業により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村の割合							
13	異なる年代（学年）や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合	小学校	95.5%	H29	小学校	100%	R4
		中学校	94.1%		中学校	100%	
■全学年において、世代間交流や異学年、他の校種と交流する活動を行っている学校の割合							
14	規範意識や基本的な倫理観等の状況	小学校	88.4%	H30	小学校	100%	R4
		中学校	94.6%		中学校	100%	
■全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合							
15	道立青少年体験活動支援施設の利用者数	222,725人	H30	233,039人以上	R4		
■道立青少年体験活動支援施設ネイバル6施設の利用者数							

○ 生きる力を育む活動の充実							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
16	普段1日10分以上読書する小6、中3の割合	小学校	62.8%	H30	小学校	70%	R4
		中学校	55.3%		中学校	70%	
■全国学力・学習状況調査において「家や図書館で、普段(月～金曜日)1日どれくらいの時間、読書を読みますか」という質問に対して「10分以上」と回答した児童生徒の割合							
17	学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校の割合	小学校	95.9%	H29	小学校	100%	R4
		中学校	95.6%		中学校	100%	
■人権教育の全体計画を作成した学校の割合							

◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり

○ 児童虐待の予防と早期発見							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
18	1歳6ヶ月児健康診査受診率		97.6%	H30	100%	R6	
19	3歳児健康診査受診率		97.1%	H30	100%	R6	
■市町村が実施する健康診査の受診割合							
○ いじめ対策の推進							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
20	文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合	小学校	97.3%	H29	小学校	認知したすべてのいじめが解消されることを目指す	R4
		中学校	93.4%		中学校		
		高校	98.1%		高校		
■文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合							
21	いじめに対する意識	小学校	88.0%	H30	小学校	100%	R4
		中学校	80.8%		中学校	100%	
■全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合							
22	定期的にネットパトロールを行っている学校の割合	小学校	100%	H30	小学校	100%	R4
		中学校	100%		中学校	100%	
		高校	100%		高校	100%	
■定期的にネットパトロールを行っている学校の割合 (※なお指標設定時の実績値(H28)は小学校95.8%、中学校95.0%、高校100%)							

○ 不登校、ひきこもり等の対策の推進							
番号	指標	現状値			目標値		
		数値		年(度)	数値		年(度)
23	文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合	小学校	83.9%	H29	小学校	100%	R4
		中学校	90.8%		中学校	100%	
		高校	65.5%		高校	100%	
■文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校及び学校外の機関」において相談・指導を受けた児童・生徒の割合							
○ ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援							
番号	指標	現状値			目標値		
		数値		年(度)	数値		年(度)
24	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村	134市町村		R2	全市町村		R6
■新入学児童生徒学用品費等を入学前に支給する市町村数							

Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり

◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成

○ 多様な体験機会の提供							
番号	指標	現状値			目標値		
		数値		年(度)	数値		年(度)
25	体験活動を学校全体の計画に位置づけている割合	小学校	66.2%	H29	小学校	100%	R4
		中学校	49.7%		中学校	100%	
■地域の人材や施設等を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動を指導計画に位置づけて、全ての学年で実施した学校の割合							
26	青少年向け木工教室等の実施割合	18%		H29	29%		R8
■青少年の森林や木材に関する関心を高めるため、青少年向け木工教室等を実施した学校の割合							
○ 国際交流活動の推進							
番号	指標	現状値			目標値		
		数値		年(度)	数値		年(度)
27	グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	64.7%		H30	100%		R4
■職業学科を設置する道立高等学校において企業等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、グローバル人材の育成に取り組む学校の割合							
○ キャリア教育の推進							
番号	指標	現状値			目標値		
		数値		年(度)	数値		年(度)
28	体験的な学習活動を経験した生徒の割合	70.0%		H30	100%		R4
■道立高等学校において在学中にインターンシップなどの体験的な学習活動を経験した生徒の割合							

29	全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」という設問について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した小6、中3の割合	小学校	84.0%	H30	小学校	100%	R4
		中学校	71.3%		中学校	100%	
■全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」について「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合							
30	卒業時に進路希望を設定できない生徒数		23人	H30		0	R4
■道立高等学校において卒業時に進学や就職などの進路希望を設定できない生徒数							
31	新規大学等卒業者道内就職率		68.6%	H30		70.0%	R6
■道内大学等を卒業した卒業年度3月末における道内就職の割合							

IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止

◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり

○ 情報化社会への対策							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
32	学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報モラルなどを指導する能力」について、「わりにはできる」「ややできる」と回答した教員の割合	84.8%	H29	100%	R6		
■学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報モラルなどを指導する能力」について、「わりにはできる」又は「ややできる」と回答した教員の割合							
○ 安全安心の確保のための取組の推進							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
4 (再掲)	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校	100%	H30	小学校	100%	R6
		中学校	100%		中学校	100%	
■通学路を設定している学校のうち、PTAや地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小・中学校の割合							

上記主要指標については令和6年度までを計画期間としますが、他の関連計画においては異なる計画期間としているため、目標年度に差異があるものです。

◆ 参考指標

I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり

○ 子育て支援の充実					
番号	指標	現状値		指標の説明	
		数値	年(度)		
参1	青少年人口比率	14.0%	H27	国勢調査における総人口に占める18歳未満人口の割合	

II 青少年の自立を促す環境づくり

◎ 困難を有する若者を支援する環境づくり

○ 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進				
番号	指標	現状値		指標の説明
		数値	年(度)	
参2	新規高大卒者就職離職率	高卒3年後 44.8%	H27	高校、大学の卒業から3年間に道内の事業所を離職した者の割合
		大卒3年後 36.0%		
参3	ジョブカフェ利用者数	37,290人	H30	北海道若年者就職支援センター(ジョブカフェ北海道)の年間利用者数

III 社会環境の浄化の促進

◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり

○ 社会環境の整備				
番号	指標	現状値		指標の説明
		数値	年(度)	
参4	北海道青少年健全育成条例に基づく立入検査実施件数	2,462件	H30	北海道青少年健全育成条例に基づく興業場やカラオケボックス、図書類を販売する営業所等への立入調査の実施件数
参5	有害図書類及び有害興業指定件数	74件	H30	北海道青少年健全育成条例に基づく、有害図書類及び有害興業の指定件数
○ 非行防止対策の推進				
番号	指標	現状値		指標の説明
		数値	年(度)	
参6	非行少年数	1,453人	h30	道内における、非行少年(犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年)の数
参7	触法少年数	513人	h30	道内における、触法少年の数
参8	非行防止、薬物乱用防止教室開催数	2,981回	h30	道内の学校等における非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催回数

※犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

※触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

※ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年をいう。

(上記用語の解説の出典元は、北海道警察「平成30年の少年非行」)

IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止

◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり

○ 福祉を害する犯罪への対策				
番号	指標	現状値		指標の説明
		数値	年(度)	
参9	関係相談機関等の相談件数	子ども相談 支援センター 2,595 件	H30	子ども相談支援センターにおいて教育 相談を受理した件数
		児童相談所 372 件	H30	道内の児童相談所（札幌市を含む）にお いてぐ犯等に関する相談を受理した件 数
		道警 2,331 件	h30	北海道警察において、非行等に関する相 談を受理した件数